第104号議案

大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表中８の項を削り、９の項を８の項とし、10の項から15の項までを１項ずつ繰り上げ、16の項を削り、17の項を15の項とし、18の項から21の項までを２項ずつ繰り上げ、同表 22 の項中「７の項」を「８の項」に改め、同項を同表20の項とし、同表23の項中「８の項」を「９の項」に改め、同項を同表21の項とし、同表24の項中「10の項」を「14の項」に、「11の項」を「20の項」に改め、同項を同表22の項とし、同表25の項中「12の項」を「21の項」に、「８の項」を「９の項」に改め、同項を同表23の項とし、同表26の項中「15の項」を「23の項」に改め、同項を同表24の項とし、同表27の項中「16の項」を「24の項」に改め、同項を同表25の項とし、同表28の項中「19の項」を「27の項」に改め、同項を同表26の項とし、同表29の項中「30の項」を「44の項」に改め、同項を同表27の項とし、同表30の項中「34の項」を「51の項」に、「８の項」を「９の項」に改め、同項を同表28の項とし、同表31の項中「49の項」を「70の項」に改め、同項を同表29の項とし、同表32の項中「59の項」を「85の項」に改め、同項を同表30の項とし、同表33の項中「68の項」を「100の項」に改め、同項を同表31の項とし、同表34の項中「84の項」を「117の項」に、「８

の項」を「９の項」に改め、同項を同表 32 の項とし、同表 35 の項中「94 の項」を「127 の項」に改め、同項を同表 33 の項とし、同表中 36 の項を 34 の項とし、37 の項から 39 の項までを２項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

38	任意予防接種に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は法別表の 20 の項に規定する身体障害者福祉法による事務に関する情報であって規則で定めるもの

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

個人番号を利用する事務において利用する特定個人情報を加えるほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正等に伴い規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第105号議案

大田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

大田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

大田区国民健康保険条例（昭和34年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第６条及び第９条の２から第９条の４までの規定中「第54条の３第４項」を「第54条の３第５項」に改める。

第９条の５中「第54条の３第４項及び第７項から第９項まで」を「第54条の３第５項及び第８項から第10項まで」に改める。

第９条の６中「第54条の３第４項」を「第54条の３第５項」に改める。

付　則

この条例は、令和９年３月１日から施行する。

（提案理由）

国民健康保険法の改正に伴い、規定を整理するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第106号議案

大田区立水泳場条例に規定する萩中公園水泳場の供用停止に関する条例

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

大田区立水泳場条例に規定する萩中公園水泳場の供用停止に関する条例

大田区立水泳場条例（令和６年条例第６号）に規定する萩中公園水泳場は、令和９年４月１日から令和10年６月30日までの間、その供用を停止する。

付　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（提案理由）

萩中公園水泳場の大規模な改修を行うに当たり、当該改修の期間、その供用を停止するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。

第107号議案

大田区産業のまちづくり条例

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

大田区産業のまちづくり条例

大田区産業のまちづくり条例（平成７年条例第47号）の全部を改正する。

大田区は、産業のまちである。

工業、商業、農業、漁業などの産業は、区民の生活を支え、豊かな文化を生み出し、区民の生活と文化が生き生きとした産業のまちづくりを支えることにより好循環を生み出してきた。

大田区の産業集積は、様々な社会経済の情勢変化に対応し、確かな持続力を発揮してきたが、近年、産業を取り巻く環境は、さらに大きく変化しつつある。

技術革新やデジタル化の進展、イノベーションの加速、国際的なサプライチェーン再編や投資環境の変動、人手不足や労働条件の変化、エネルギー及び資源制約､気候変動に伴う影響､災害リスクの増大等の様々な環境変化に対応しながら、大田区の産業総体の活力を維持し、発展させていくことは、区内において産業経済活動に関わる者（以下「産業者」という。）、区民及び区の共通課題となっている。

その解決のためには、区民の生活様式や社会意識の変化に合わせ、生活と産業の調和を保ちながら持続的に産業環境の創造を進めなければならない｡すなわち、快適で安全な生活環境を基盤として調和を図るとともに、脱炭素の取組や資源の循環、事業の継続性の確保及び良好な労働環境の実現を含め、産業の持続的な発展を促す都市環境を整備する必要がある。

産業環境の創造を通じて、大田区の産業は、世界や地域との交流を軸に、新し

い産業と技術を創出するとともに、イノベーションを促進し、生活及び文化と産業が結び付いた快適で安全な環境の形成を目指すものとする。

区民は、大田区の産業が区民生活を支え、なかでも、ものづくり機能とこれを支える産業が、ものづくりと関連する技術や人材及びこれらの連携等を含めて、日本や世界の人々の共有財産であることを認識し、将来にわたって大田区を産業のまちとするために、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、大田区における産業の振興に関する基本的事項を定め、産業と生活環境の調和を図るとともに、産業の持続的発展に向けた施策を推進することにより、区民生活の向上及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（基本方針）

第２条　次に掲げる事項を基本として、産業者、区民及び区が一体となって産業のまちづくりを推進する。

（１）　地域に培われてきた資源を生かしながら、産業構造及び生活者意識の変化に対応する新しい産業集積の形成を図ること。

（２）　教育機関、研究機関、金融機関、関係団体、国及び東京都その他地方公共団体と連携し、産業者、区民及び区が共に価値を創造するとともに、産業者に備わる創造性と自律的な活力を生かしながら、需要創造から研究開発、事業化及び販路拡大までを支援し、産業の活性化を図ること。

（３）　都市基盤の整備を進めながら、地域のまちづくりと連動して、誰もが利用しやすく、生活環境と調和する産業立地環境を整備するとともに、脱炭素及び資源循環の推進、災害時等の事業継続、地域の安全・安心の確保、労働環境の向上並びにデジタル化をはじめとする新たな産業動向に対応可能な環境整備を図り、産業の生産性及び競争力の向上に資すること。

（４）　人材の育成、技能及び技術の継承、多様な人材の参画並びに働きがいの向上を重視すること。

（区の施策）

第３条　区は、第１条の目的を達成するため、次に掲げる事項を基本施策として、産業の振興に努めるものとする。

（１）　産業に関する情報の受発信、調査研究並びに区内外との交流及び連携

（２）　住・商・工が調和する環境の整備並びに産業の操業環境の維持及び向上

（３）　産業を担う人材の育成、確保及び定着

（４）　技能技術の継承及び向上並びに高度化のための支援

（５）　中小企業に対する経営の安定及び改善のための支援

（６）　中小企業に対する融資及び助成

（７）　地域社会における産業の意義及びものづくりの魅力の周知並びに産業集積の維持発展に資する情報発信

（８）　需要創出、販路開拓、産学官金等の連携の推進による取引の活性化

（９）　デジタル化、ＤＸ推進及びデータ活用に関する支援

(10)　脱炭素、環境改善及び資源循環に関する支援

(11)　災害、感染症、事故及びサイバー攻撃等のリスクに備えた事業継続の取組の支援

(12)　その他区長が産業の振興のために必要と認める施策

（産業者の役割）

第４条　産業者は、区民の健康及び安全に配慮するとともに、創造性と自律的な活力に基づく産業活動を通じて、区民生活及び地域環境の向上に努めるものとする。

２　産業者は、良好な労働環境の確保、技能及び技術の継承並びに適正な取引の推進に努めるものとする。

３　商店街において事業を営む産業者は、当該商店街の振興のため商店会等への加入に努めるとともに、商店会等が行う事業への積極的な参画を通じ、地域のにぎわいの維持に協力するように努めるものとする。

（区民の理解と協力）

第５条　区民は、産業の振興が区民生活の安定と向上及び地域社会の活性化に寄与することを理解し、産業者及び区と協力して、生活と産業が共存するまちづくりに努めるものとする。

２　区民は、ものづくり及び大田区の産業の魅力についての理解を深めるとともに、地域活動への参画を通じ、地域を支える取組に協力するよう努めるものとする。

（委任）

第６条　この条例の施行について必要な事項は、別に区長が定める。

付　則

この条例は、令和９年１月１日から施行する。

（提案理由）

社会経済の情勢変化に対応し、大田区の産業の活力を維持し、発展させていくため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第108号議案

大田区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

大田区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

大田区旅館業法施行条例（平成24年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第６条の見出し中「営もうとする者」を「営もうとする者等」に改め、同条中「玄関帳場を設けない施設その他の営業時間中に営業従事者が常駐しない旅館業の施設において、」を削り、「営もうとする者は」を「営もうとする者及び許可を受けた施設の拡張等をしようとする者は」に、「周知しなければならない」を「周知するよう努めなければならない」に改める。

第７条第５号を次のように改める。

（５）　次のア又はイの営業者の区分に応じ、それぞれア又はイに定める事項

ア　下宿営業を営む者　営業時間中、常時、施設内の第10条第３項において準用する次条第11号の規則で定める施設に営業者が勤務し、又は営業従事者を勤務させ、事故が発生したときその他緊急時等に迅速に対応することができるようにすること。

イ　ア以外の者　営業時間中、常時、施設内の次条第１号の玄関帳場に営業者が勤務し、又は営業従事者を勤務させ、宿泊者等の出入りを確認すること及び事故が発生したときその他緊急時等に迅速に対応することができるようにすること。

第８条第１号を次のように改める。

（１）　宿泊者の利用しやすい位置に、受付等の事務に適した広さを有する玄関

帳場を設置すること。

第８条に次の２号を加える。

(11)　施設内には、営業者又は営業従事者が常駐するための規則で定める施設を設けること。

(12)　施設は、玄関、玄関帳場、客室その他宿泊等の用に供する部分を一体的に管理することができ、かつ、住居その他の施設と区画され、これらが混在していない構造であること。

第９条第３項及び第 10 条第３項中「第 10 号」を「第 12 号」に改める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の大田区旅館業法施行条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号。以下「法」という。）第３条第１項の規定により許可の申請をするものについて適用し､施行日前に許可の申請をしたものについては、なお従前の例による。

３　前項の規定にかかわらず、施行日以後に旅館業の施設を増築し、改築し、大規模な修繕を行い、又は次に掲げる変更をする場合は、新条例の規定を適用する。

（１）　この条例による改正前の大田区旅館業法施行条例第６条、第７条第５号及び第８条第１号の規定が適用されない施設が、その適用を受けようとする変更

（２）　施設を拡張する変更

（提案理由）

旅館業の施設における営業者又は営業従事者の常駐及び常駐するための施設の設置の義務付け、その他営業者の遵守事項、施設の構造設備の基準等に関する規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第109号議案

大田区住宅宿泊事業法施行条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

大田区住宅宿泊事業法施行条例の一部を改正する条例

大田区住宅宿泊事業法施行条例（平成29年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第４号中「大森西七丁目地区地区計画」の次に「が定められた区域」を加え、同条第３項中「第１項第１号から第４号まで」を「第１項各号」に改め、同条第４項中「第１項第５号に掲げる区域（前項に規定する区域を除く。）」を「第１項各号に掲げる区域以外の区域」に、「金曜日の正午まで」を「土曜日の正午まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の正午から翌日の正午までを除く。）」に改め、同条第５項を次のように改める。

５　法第３条第１項の届出がされた後に当該住宅の所在地が、都市計画の決定若しくは変更又は小学校及び中学校の設置若しくは変更等により新たに第１項各号に掲げる区域に含まれることとなった場合において、その該当することとなった日から起算して６月間は、第３項の規定は適用しない。

第３条中「講ずるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改め、同条第３号中「事前に」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条に次の１号を加える。

（４）　住宅宿泊事業者自ら設置したビデオカメラ等により、宿泊者の出入りの状況を常時鮮明な画像により確認し、規則で定める期間記録できる体制を確保すること。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の大田区住宅宿泊事業法施行条例（以下「新条例」という。）第２条第３項及び第４項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号。以下「法」という。）第３条第１項の規定により届出をするものについて適用し、施行日前に届出をしたものについては、なお従前の例による。

３　前項の規定にかかわらず、施行日以後に次に掲げる変更をする場合は、新条例第２条第３項及び第４項の規定を適用する。

（１）　施行日前に、法第 11 条第１項各号のいずれにも該当しない場合において営まれる住宅宿泊事業を実施しようとする住宅として届出がされているものについて、施行日以後に、同項各号のいずれかに該当する場合において営まれる住宅宿泊事業を実施しようとする住宅への変更

（２）　施行日前に、法第 11 条第１項各号のいずれかに該当する場合において営まれる住宅宿泊事業を実施しようとする住宅として届出がされているものについて、施行日以後に、同項各号のいずれにも該当しない場合において営まれる住宅宿泊事業を実施しようとする住宅への変更

（３）　法第５条に規定する居室の規模を拡大する変更

４　新条例第２条第５項の規定は、施行日前に法第３条第１項の規定により届出をしたものについても適用する。

５　新条例第３条第４号の規定は、施行日前に法第３条第１項の規定により届出をしたものについては、令和 10 年４月１日から適用する。

（提案理由）

住宅宿泊事業を実施することができる区域等に関する制限を拡大するほか、宿

泊者の出入りを記録する体制の確保、その他住宅宿泊事業者の責務に関する規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第110号議案

大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成11年条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表１の部（１）の項中「46 円」を「53 円」に改め、同部（２）の項中「46円」を「53円」に、「87円」を「100円」に改め、同部（３）の項中「46円」を「53円」に、「3,200円」を「3,700円」に改める。

付　則

１　この条例は、令和９年10月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に改正前の大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（以下「旧条例」という。）別表に規定する事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の排出に係る廃棄物処理手数料を納付した者に旧条例第52条第１項の規定により交付している有料ごみ処理券については、令和９年10月31日までの間は、引き続きこれを使用することができる。

（提案理由）

廃棄物処理手数料を改定するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。